⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺ Time-limit for Tender : 11 : 30, 20 December, 2012
⑻ Contact point for the notice : Yuzuru Tokunaga, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

平成 24 年 10 月 26 日
独立行政法人理化学研究所
契約業務部長　石川　　弥

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11

平成24年10月10日（号外政府調達第193号・９ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。

○24 第 114 号

1　調達内容
⑷　履行期間　平成24年12月１日から平成25年２月28日まで。　を
⑷　履行期間　平成24年12月14日から平成25年２月28日まで。　に
5　Summary
⑷　Delivery period : From 1, Dec, 2012 through 28, Feb, 2013　を
⑷　Delivery period : From 14, Dec, 2012 through 28, Feb, 2013　に
それぞれ訂正します。

入札公告の変更

平成 24 年 10 月 26 日
国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第 45 号

1　掲載日　平成24年８月21日（号外政府調達第159号）
2　変更内容
23ページ４段目、１行目、１⑷中「平成24年11月６日から平成24年11月23日」を「平成24年11月16日から平成24年12月10日」に、４段目、38行目、３⑶「平成24年10月11日17時00分」を「平成24年10月31日17時00分」に、４段目、40行目、３⑷「平成24年10月26日16時00分」を「平成24年11月15日14時30分」にそれぞれ変更します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 10 月 26 日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　和田　雅樹

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山形刑務所医務・病室棟等新営（建築）工事
⑶　工事場所　山形県山形市あけぼの２－１－１
⑷　敷地面積　87,647㎡（庁舎敷地面積）
⑸　工事内容
ア　棟名　医務・病室棟　建物用途　庁舎・収容棟　構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　738㎡　延べ面積　2,130㎡
イ　棟名　収容棟　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　870㎡　延べ面積　2,135㎡
ウ　棟名　倉庫棟　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　32㎡　延べ面積　32㎡
エ　棟名　機械室棟　建物用途　機械室　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　32㎡　延べ面積　32㎡
オ　棟名　渡り廊下⑴　建物用途　渡り廊下　構造・階数　ＲＣ造２階　建築面積　261㎡　延べ面積　459㎡
カ　棟名　渡り廊下⑵　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　13㎡　延べ面積　15㎡
キ　棟名　ポンプ室棟　建物用途　ポンプ室　構造・階数　ＣＢ造１階　建築面積　４㎡　延べ面積　４㎡
ク　工事種目　建築一式工事
ケ　その他　単独運動場⑴（ＲＣ造１階建て　約156㎡）、単独運動場⑵（ＲＣ造１階建て　約104㎡）、外塀（長さ約160ｍ、高さ約4.5ｍ）、既存保護室棟模様替（模様替面積約48㎡）、既存処遇管理棟模様替（模様替面積約81㎡）、既存渡り廊下模様替（模様替面積約163㎡）、外構、取壊し
コ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　平成26年２月28日まで（指定部分：取壊しの一部については、同25年３月29日まで）
⑺　使用する主要な資機材
鉄筋約650ｔ、コンクリート約4,100㎥、鉄骨約８ｔ、ガラス約850㎡
⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成23・24年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の平成23・24年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。
⑷　平成９年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。
また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上
Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
㋒　建物規模　延べ面積　1,500㎡以上
㋓　工事種目　建築一式工事
イ　類似工事
㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設